

# 公 告

令和8年(2026年)6月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	4-73
(2) 件 名	上水落合 西原浄水場 N o . 2 活性炭ろ過池活性炭取替修繕
(3) 履行場所	真庭市西原地内
(4) 履行期限	令和 8年12月25日
(5) 業務概要	活性炭取替 V=13.5m3
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(上下水道施設保守)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 6月17日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付・回答方法	<b>令和 8年 6月10日</b> <b>※現場説明時にのみ質問受付・その場で回答を行う</b>

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 6月17日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 6月17日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

# 一 般 仕 様 書

(No.1/5)

1 受注者は、設計図書への記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴なう騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「保安施設設置基準」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること

〈岡山県土木部技術管理課Webページ掲載〉

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>

2 受注者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出し、所管の警察署に道路使用許可を提出すること。

3 受注者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受注者で責任をもって施工すること。

4 面木の使用について

- ・ 受注者は、コンクリート構造物の面木及び天端前面には、円形の物を使用すること。

5 建設副産物について

(1) 受注者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「建設副産物実態調査（センサス）」による搬出先調査の調書を作成することとする。対象工事は、建設副産物の有無及び搬入資材の有無に関わらず、最終請負代金額100万円以上の全ての工事とし、調書の作成については、工事完成後調査データを「建設副産物情報交換システム（COBRIS、コブリス）」に入力し、監督員の確認を受け、監督員から同システムによる「確認済みマーク」の付与を受けるものとする。

(2) 受注者は、下表に該当する資材の搬入、指定副産物の搬出が生じる建設工事については、「資源有効利用促進法」（以下「リサイクル

# 一 般 仕 様 書

(No.2/5)

ル法」という。)によりCOBRISを用いて再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

なお、受注者は、計画書及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
<p>次のような建設資材を搬入する建設工事</p> <p>1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・・・ 500m<sup>3</sup>以上</p> <p>2. 碎石・・・・・・・・・・・・・・・・ 500t 以上</p> <p>3. 加熱アスファルト混合物・・・・・・ 200t 以上</p>	<p>次のような指定副産物を搬出する建設工事</p> <p>1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・・・ 500m<sup>3</sup>以上</p> <p>2. コンクリート塊</p> <p style="padding-left: 20px;">アスファルト・コンクリート塊</p> <p style="padding-left: 20px;">建設発生木材合計200t 以上</p> <p style="padding-left: 20px;">建設汚泥、建設混合廃棄物※</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">} (合計)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">200t 以上</p>

※ 建設汚泥、建設混合廃棄物については、リサイクル法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が発生する場合には、併せて調査を実施すること。

※ 工事において、建設資材の搬入と指定副産物の搬出が両方あり、ともに条件を満たす場合には、両方の計画を作成する必要がある。

(3) 法令等に基づき、現場掲示用の再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

なお、計画書の現場掲示様式についても、COBRISを用いて作成すること。

## 6 施工合理化調査または歩掛調査について

- ・ 本工事が施工合理化調査または歩掛調査の対象となった場合は、該当工種の調査を行い監督員に提出しなければならない。

なお、調査要領等については、監督員の指示によること。

## 一 般 仕 様 書

(No.3/5)

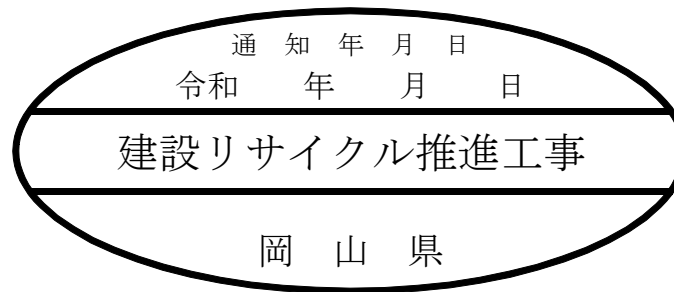
- 7 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」について
- ・ 真庭市が発注する工事のうち、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、）が発生する工事全てを「建設リサイクル推進工事（以下「推進工事」という。）」と位置づけ、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定による建設工事の規模に関する基準を満たさない工事についても、建設リサイクル法の規定を準用する（但し、罰則規定は除く）。
    - (1) 「推進工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項（分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等）について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
    - (2) 「推進工事」の契約書7に掲げる「別紙のとおり」の「別紙」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。
    - (3) 受注者は、「推進工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業者登録票」の標識に下図ステッカーを貼付しなければならない。
    - (4) 受注者は、「推進工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
    - (5) 受注者は、現契約が「推進工事」以外の工事で、工事着手後、現場条件等により「推進工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、(4)と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
    - (6) 受注者は、「推進工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。

## 一 般 仕 様 書

(No.4/5)

(7) 受注者は、「推進工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

「推進工事」(ステッカー) 例



注) 通知が終了後、監督員が交付

9 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）の製品を用いなければならない。

10 受注者は、(公財)建設技術センター等の現場技術員が監督員に代わり施工体制の点検や監督員の補助を行うことがあるので、現場技術員から点検等を求められた場合には、適切にこれに応じなければならない。

11 本工事現場に配置する現場代理人については、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。(健康保険被保険者証の写し等で確認を行う。)

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号又は第15条2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

# 一 般 仕 様 書

(No.5/5)

## 12 その他

- ・ 受注者は、設計図書、仕様書に明示のない事項、その内容に疑義を生じた場合及び設計図書と工事現場の状態が一致しない時は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けて施工すること。
- ・ 受注者は、現場における安全訓練として、労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、工事現場に即した安全訓練等についても、全ての作業員を対象に実施するものとする。

# 特記仕様書(真庭市)

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

項 目	特 記 事 項 (No.1/5)
使用資材について	<ol style="list-style-type: none"><li>本工事に使用する資材については、県内産資材又は県内取扱業者から購入した資材の使用に努めること。<ol style="list-style-type: none"><li>県内産の資材がある場合は、県内産の資材を優先するものとする。</li><li>県内産の資材がなく、やむを得ず県外産の資材を使用する場合には、県内取扱業者の資材を優先するものとする。</li></ol></li><li>資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称、所在地及び資材名等を記載した「主要資材購入先一覧届出書」を監督員を通じ提出すること。</li><li>県外産資材を県外取扱業者から購入する場合には、理由を書面にして添付すること。<ul style="list-style-type: none"><li>○県内産資材：(1) 製造所の所在地が岡山県内である資材。 (2) 法務局に登録されている製造所の本店の所在地が岡山県内である資材。</li><li>○県内取扱業者：法務局に登録されている本店の所在地が岡山県内である業者。</li></ul></li></ol>
下請負業者の選定について	<ol style="list-style-type: none"><li>本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合、下請負の相手方は市内業者から選定するよう努めること。</li><li>下請負に付そうとする場合には、あらかじめ下請負人選定一覧届出書を監督員を通じて提出すること。</li><li>市外業者を下請負の相手方として選定する場合には、前記の届出書に市内業者を選定しない理由を書面にして添付すること。 上記において、「市内業者」とは、建設業法上の「主たる営業所」の所在地が真庭市内である業者のことをいう。</li></ol>
工事実績情報の作成・登録について	<ol style="list-style-type: none"><li>請負金額が500万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報システム(コリンズ)に工事実績情報を登録することとする。</li><li>登録に際しては、事前に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。</li><li>登録内容確認書の提出期限は、以下のとおりとする。<ol style="list-style-type: none"><li>受注・変更時の提出期限は、契約締結後10日以内とする。</li></ol></li></ol>

項 目	特 記 事 項 (No.2/5)
	<p>(2) 完成時の提出期限は、工事完成後10日以内とする。</p> <p>(3) 訂正時は、速やかに提出することとする。</p> <p>4 請負金額のみが変更になった場合は、原則として変更登録を必要としないが、技術者の専任制の発生・解除が生じる場合（請負金額が4000万円を跨ぐ場合）には、変更登録することとする。</p> <p>5 変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略することができる。</p> <p>なお、コリンズへの登録費用は現場管理費に含まれている。</p>
工期設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期設定においては、雨天、休日、働き方改革促進等の日数を見込み設定している。</li> </ul> <p>なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、全土曜日を見込んでいる。</p>
工事の完了について	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに竣工検査を受けることが出来るよう工事に関する書類を提出すること。なお、竣工検査は、原則として工事期間内に受検するものとする。</li> <li>竣工検査時に工事の竣工が確認できないもの（植生工等）については、監督員の指示に従い請書等を提出すること。</li> </ul>
工程関係及び施工時間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合には、速やかに監督員と協議するものとする。</li> </ul>
工用道路関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬路に使用する道路について、土砂などで汚れることの無いように注意すること。</li> </ul> <p>なお、土砂などで運搬に使用する道路を汚した場合には、直ちに清掃しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬路に使用した、既設道路の舗装等の補修が必要となった場合は監督員と協議し、補修しなければならない。</li> </ul>
公害対策関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事において、次に示す一般建設機械8機種を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは第3次排出ガス対策型建設機</li> </ul>

項 目	特 記 事 項 <span style="float: right;">(No.3/5)</span>						
	<p>械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができる。ただし、これにより難しい場合は別途監督員と協議するものとする。</p> <p>●一般建設機械8機種</p> <table border="1" data-bbox="571 702 2123 1476"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 702 1742 758">機 種</th> <th data-bbox="1742 702 2123 758">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 758 1742 1420"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○バックホウ</li> <li>○トラクタショベル（車輪式）</li> <li>○ブルドーザ</li> <li>○発動発電機（可搬式）</li> <li>○空気圧縮機（可搬式）</li> <li>○油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>: 油圧ハンマ, バイブロハンマ, 油圧式鋼管圧入引抜機, 油圧式杭圧入引抜機, アースオーガ, オールケーシング掘削機, リバースサーキュレーションドリル, アースドリル, 地下連続壁施工機, 全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> </li> <li>○ローラ（ロードローラ, タイヤローラ, 振動ローラ）</li> <li>○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）</li> </ul> </td> <td data-bbox="1742 758 2123 1420"> <p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1420 2123 1476"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定自動車確認証の交付を受けているもの</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バックホウ</li> <li>○トラクタショベル（車輪式）</li> <li>○ブルドーザ</li> <li>○発動発電機（可搬式）</li> <li>○空気圧縮機（可搬式）</li> <li>○油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>: 油圧ハンマ, バイブロハンマ, 油圧式鋼管圧入引抜機, 油圧式杭圧入引抜機, アースオーガ, オールケーシング掘削機, リバースサーキュレーションドリル, アースドリル, 地下連続壁施工機, 全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> </li> <li>○ローラ（ロードローラ, タイヤローラ, 振動ローラ）</li> <li>○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定自動車確認証の交付を受けているもの</li> </ul>	
機 種	備 考						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○バックホウ</li> <li>○トラクタショベル（車輪式）</li> <li>○ブルドーザ</li> <li>○発動発電機（可搬式）</li> <li>○空気圧縮機（可搬式）</li> <li>○油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>: 油圧ハンマ, バイブロハンマ, 油圧式鋼管圧入引抜機, 油圧式杭圧入引抜機, アースオーガ, オールケーシング掘削機, リバースサーキュレーションドリル, アースドリル, 地下連続壁施工機, 全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> </li> <li>○ローラ（ロードローラ, タイヤローラ, 振動ローラ）</li> <li>○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定自動車確認証の交付を受けているもの</li> </ul>							

項 目	特 記 事 項 <span style="float: right;">(No.4/5)</span>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</li> <li>・ 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工計画書に記載するとともに現場代理人は施工現場において使用する建設機械が確認できる写真撮影を行い提出するものとする。          なお、排出ガス対策型建設機械に貼付けてある「指定ラベル」についても写真撮影を行い提出するものとする。</li> </ul>
安全対策関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係住民等に対する情報連絡</li> </ul> <p>受注者は工事施工中にあたっては、監督員の下承を得た施工計画等に基づき関係住民等に対し、施工の内容、工程等について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を相互確認し、工事に対する理解と協力を得なければならない。</p>
岡山県エコ製品について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事で使用する再生加熱アスファルト混合物（いわゆる改質アスファルト混合物を除く）、再生骨材等（再生砕石、再生砂、再生割栗石）、採石廃土等再生資材（再生砂）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、「岡山県エコ製品」認定製品を使用すること。ただし、下記の場合は、別紙「資材調達結果報告」を作成のうえ監督員と協議を行うこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生加熱アスファルト合材                工事現場から40km及び運搬1.5時間の範囲内に在庫がない場合</li> <li>○再生骨材等、採石廃土等再生資材                工事現場から40kmの範囲内に在庫がない場合</li> </ul> </li> <li>・ その他本工事で使用する資材については、「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環資源を原料とした再生品をその性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮の上、可能な範囲で積極的な使用に努めること。          また、品質及び価格が同等である場合は、岡山県エコ製品の優先的な調達に努め、使用に当たっては監督員の承諾を得ることとし、使用する場合は設計変更の対象とする。</li> <li>・ 岡山県エコ製品の基準に適合しないと認められたとき、搬入された資材の撤去等を指示する場合がある。</li> </ul>

項 目	特 記 事 項 <span style="float: right;">(No.5/5)</span>
架空線及び架空電線の防護措置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 架空線及び架空電線の防護措置に係る費用は計上していないが、契約後、発注者、受注者及びN T T又は中国電力の協議により必要となった場合は、設計変更の対象とする。</li> <li>・ 防護措置に係る協議等について、N T T又は中国電力への依頼は受注者が行うこととする。 また、協議は、受注者の施工計画書作成段階において行うこととする。</li> </ul>
運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊車輛に該当するものは、車輛制限令により道路管理者の許可を得なければならない。</li> </ul>
仕様書及び様式等のダウンロードについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真庭市で発注する公共工事について、本設計図書へ添付されているもの以外の仕様書及び様式等が下記のアドレスより、ダウンロードできるので必要に応じ、有効に活用すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●真庭市ウェブページ（分類：入札・契約＞契約）&lt;<a href="https://www.city.maniwa/lq.jp/life/5/26/">https://www.city.maniwa/lq.jp/life/5/26/</a>&gt; （掲載内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>○様式ダウンロード（契約・届出関係） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約関係</li> <li>・ 各種届出様式（提出書類一覧&amp;チェックリスト） 等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●岡山県土木部技術管理課ウェブページ&lt;<a href="https://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/">https://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/</a>&gt; （掲載内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設リサイクル関係</li> <li>○共通仕様書等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡山県土木工事共通仕様書</li> <li>・ 岡山県土木工事共通仕様書 別冊様式集 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

# 現場説明書(指導事項)

(No. 1/2)

- 1 下請契約における発注者の指導について
  - (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、下請契約における注文者・下請契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
  - (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受取った前払い金の均てん、請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払の適正化について配慮すること。
- 2 建設資材納入業者との契約について
  - (1) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
  - (2) 工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努めること。
- 3 工事の安全確保について
  - ・ この契約に係る工事中の事故防止（交通及び工事現場）について、特に留意すること。  
なお供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全対策について、道路管理者、監督員及び所轄警察署と十分連絡調整すること。  
また、本県道路パトロール員から指摘された場合には、直ちに監督員に連絡し、適切な安全対策を講ずること。
- 4 ダンプトラック等の適正な使用について
  - ・ 当該工事にかかる土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。
- 5 ダンプトラック等による過積載の防止について
  - (1) 工事事用資機材等の積載超過のないようにすること。
  - (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
  - (3) ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。
- 6 船舶の適正な使用について
  - ・ 当該工事にかかる土砂等の海上運搬が、運送契約又は船舶貸渡契約によって行われるときは、内航海運業の登録を受けた者若しくは届出を行った者の船舶に限って使用すること。

## 現場説明書(指導事項)

(No. 2/2)

## 7 建設業退職金共済組合等への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）等に参加するとともに、その建設業退職金共済組合制度等の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付けを促進すること。
- (3) 受注者は、建設業退職金共済組合から工事現場に建設業退職金制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力をすること。

## 8 建設業法等の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事している者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講した者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を提示すること。
- (4) 上記（1）及（2）及び（3）のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

## 9 建設業からの暴力団の排除の徹底について

- ・ 工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

また、監督職員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。

## 10 労働基準法の遵守

- ・ この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。  
また、工期設定においては、雨天、祝祭日、官公庁閉庁日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。

## 11 不正軽油の排除について

- ・ 本工事に伴い、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械等を使用する場合は、規格（JIS）に合った軽油を使用するものとする。  
また、調査のため建設機械等から燃料を採取する場合には、監督員の指示によりこれに協力すること。

## 12 労災補償に必要な保険の付保

- ・ 本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。

西原浄水場No.2活性炭ろ過池  
活性炭取替修繕  
特記仕様書

令和8年（2026年）度

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本工事は、西原浄水場に設置してある活性炭ろ過池内の活性炭（以下、ろ過材という）の取替を行うものである。

受注者は本仕様書及び関係法令・条例等を遵守し、水道工事標準仕様書及び岡山県土木工事共通仕様書を準用して施工するものとする。

工事期間は、契約日から令和8年12月25日までとする。

### 第2条 優先順位

すべての図書は、相互に補完するものとする。ただし、図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 現場説明事項及び協議指示書
- (2) 本特記仕様書
- (3) 真庭市水道工事標準仕様書及び岡山県土木工事共通仕様書

### 第3条 疑義の解釈

本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて真庭市建設部上下水道課（以下、本市という）の解釈のとおりとする。

### 第4条 特記事項

1. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
2. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の受注業者と相互に協力し、施工すること。
3. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本市の指示に従うものとする。
4. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
5. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
6. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
7. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
8. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

9. 受注者は、本工事で使用する材料を事前に本市が指定する職員（以下、監督員という）に申し出、本市の承諾を得なければならない。
10. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。
11. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

#### 第5条 仕様書の詳細

- 5-1 本仕様書は工事仕様の概要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。
- 5-2 受注者は本仕様書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められるものは、受注者の責任において請負額に増減なく施工するものとする。

#### 第6条 関係官公庁への諸手続

工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本市へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

#### 第7条 下請工事施工

工事の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り真庭市内業者で施工すること。市外業者を選定された場合、下請負人を市外業者にする理由書を添付すること。

#### 第8条 提出書類

##### 1. 納入仕様書など

本工事施工に必要な工事施工図、作業手順書、納入ろ過材仕様を契約後に提出し、本市の了承を受けること。

なお、納入仕様書の了承後、同章第5条「仕様書の詳細」に基づき仕様の変更が生じた場合は、直ちに変更納入仕様書を提出して本市の了承を受けること。

##### 2. 工事写真

工事着手前・工事中・活性炭洗浄状況・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

##### 3. 完成図書

###### ①内容

工事日報

工事写真帳

水質検査成績書（活性炭ろ過後に採水、基準全項目）

#### 第9条 適用規格

本工事の設計製作、施工及び試験等に関し特殊なものを除き、下記の仕様、規格を適用すること。

水道工事標準仕様書

日本工業規格（JIS）

日本水道協会規格（JWWA）

食品添加物規格

岡山県真庭市条例、規則

その他関連法令、条例、規格

なお、上記規格基準に制定のないものは本市の指示を受けること。

#### 第10条 検査及び試験

検査及び試験は「第9条 適用規格」を標準とし、これらに規格基準制定のないものは、本市仕様書の該当各項及び本市の指示に従うものとする。

なお、試験にかかる費用は受注者の負担とする。

##### 10-1 工場試験

製作が完了したとき、工場における本市立ち会いの工場検査は実施しない。

工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録等を添付して提出するものとする。

（特に本市が指示した場合は省略することができる。）

##### 10-2 現場試験、試運転

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験、試運転を行うもので、本工事関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。なお、試験実施に当たっては、本市の立合確認を求めること。

別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力および上水道は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてよい。

##### 10-3 竣工検査

本工事完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

#### 第11条 産業廃棄物

本工事で発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「再生資源の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。また、産業廃棄物処理承認願を提出すること。

#### 第12条 工事实績情報サービス

受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監

監督員の確認を受けたいえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10日以内とする。

完成時は、工事完成後10日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。

### 第13条 保証

本工事の保証期間は、真庭市工事請負契約約款による。

万一その期間内に材料不良及び工事の不完全に起因とすると判定される故障を生じた場合には、受注者は無償にて速やかに監督員の指示に従い修理、または新品との交換を行うこと。

## 第2章 材料

### (1) 仕様

石炭系破碎状（ウェット炭） 新炭

項目	規格	単位
メチレンブルー脱色力	180	mL/g 以上
ヨウ素吸着性能	1000	mg/g 以上
pH値	6.0~8.0	
強熱残分	10	%以下
硬さ	90	%以上
充てん密度	0.4~0.55	g/mL
粒度（2.36~0.85mm）	90	%以上
乾燥減量	WET	

### (2) 規格

使用する活性炭は、水質に影響を与える物質を含まないもので、JWWA A 114 :2006の規格に適合したものとする。

西原浄水場においては、活性炭ろ過池の逆洗工程で使用する水を西原配水池から補充する構造となっていることから、搬入する活性炭については、前もって十分に洗浄し、微粉を除去すること。

搬入前に、上記仕様の品質が確認できる性能成績表、工場等で行った洗浄に関する写真及び資料等を提出し、監督員の承諾を得て搬入するものとする。

### (3) 現場説明

見積りに際し、下記の日時で現地説明を行う。質問がある場合は、現地説明時にのみ受け付けることとする。

日時：令和8年6月10日（水）13時30分から

場所：真庭市西原440-1 西原浄水場

### 第3章 施工条件

#### 第1条 作業時間等

作業時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までの間とし、土日祝日は休工とする。やむを得ず、作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は8時以降とする。）

#### 第2条 仮設物

作業員詰所、工作小屋、資材置場及び足場等の仮設物を場内へ設置する場合は、その設置位置等について監督員と協議すること。

#### 第3条 工事用電力、用水、電話等

工事用の電力、水、電話等に必要な仮設物は受注者がその手続きをし、設置および撤去までを行うものとする。なお、これらの費用はすべて受注者の負担とする。ただし、監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また、試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

### 第4章 施工管理

#### 第1条 工事内容

(1) No.2活性炭ろ過池内のろ過材搬出

活性炭ろ過池内のろ過材を搬出する。

(2) ろ過材敷詰

ろ過材を搬入し、不陸整正を行いながら敷均す。

ろ層厚 1.5m

既設活性炭の抜き取り及び処分 13.5m<sup>3</sup>×1池分

新設活性炭の充填 13.5m<sup>3</sup>×1池分

(3) ろ過後の処理水の濁・色度、PH等が安定するまで必ず手動による逆洗を行うこと。なお、他系列で浄水処理を稼働させて浄水を確保するため、その運転に支障を来すことのない様に作業を行うこと。濁・色度の確認は、ポータブル測定器を使用し、濁・色度が0.1mg/L未滿になるまで洗浄を行う。

(4) (3)の作業終了後、流出渠から採水した水の全項目検査を行い、水質基準適合を確認する。（残留塩素、一般細菌を除く）

#### 第2条 工程管理

受注者は、1週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに、その週の週間工程とあわせ提出するものとする。また、添付書類について監督員から補足を求められた場合は、直ちに提出しなければならない。

#### 第3条 検査及び試験

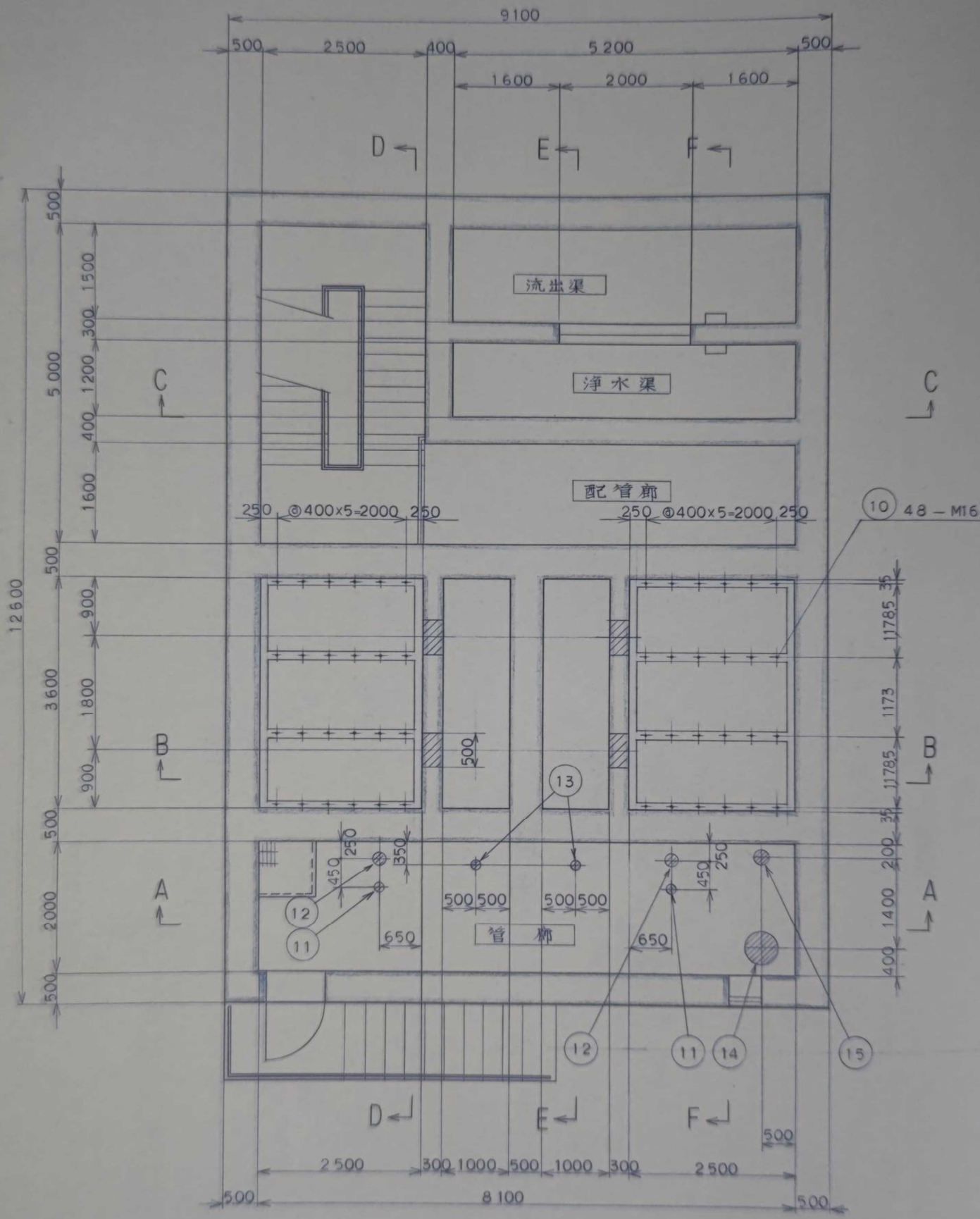
(1) 本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せに

よるものとする。

- (2) 主要材料については、工場検査を行うものとするが、メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受け省略することができる。
- (3) 検査及び試験に要する一切の費用はすべて受注者の負担とする。ただし、監督員の派遣費等は含まない。

#### 第4条 その他

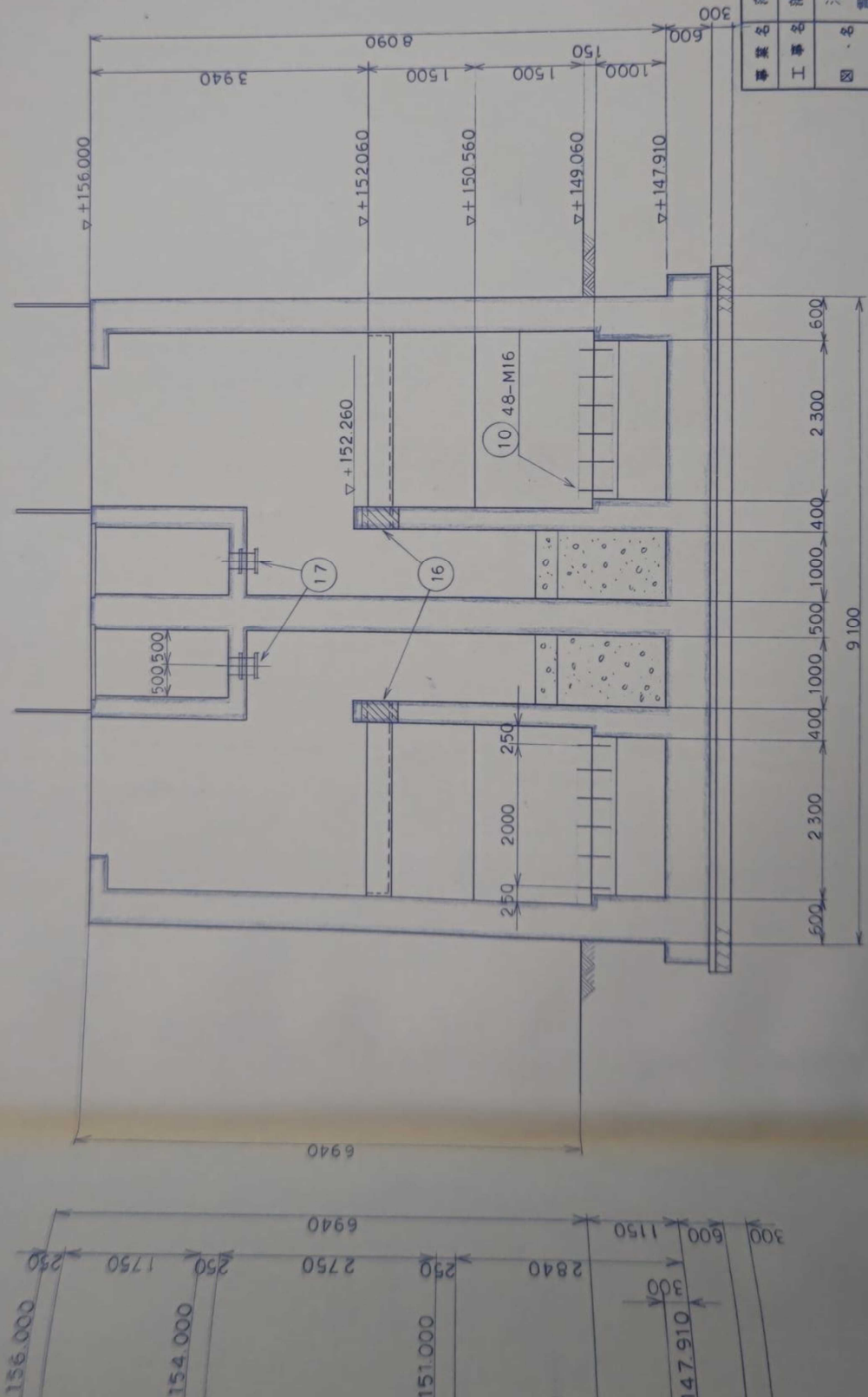
- (1) 本仕様書等は設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも受注者の負担において完全に施工すること。
- (2) 工事完了後、後片付け、清掃及び仮設物の撤去等は速やかに行うこと。
- (3) 本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は監督員と協議すること。
- (4) ろ過材交換に従事する作業員は、事前に水道法第21条の1項に規定する健康診断の記録（6か月以内）を提出すること。
- (5) 活性炭ろ過池内に入る前に、次亜塩素酸ナトリウムを入れた洗い桶で履物を消毒し、池内を汚染しないようにすること。
- (6) 作業開始前に活性炭ろ過池内の酸素濃度を測定し、18%以上の濃度で安全を確認した後、池内に入ること。
- (7) 活性炭ろ過池廻りでエンジン動力の機械等を使用する場合は、作業開始前に十分に点検し油漏れ等がないことを確認して、監督員の確認を受けること。
- (8) 総合試運転、調整、確認、活性炭ろ過制御シーケンスプログラムチェックを確実に実施すること。従って、制御シーケンスプログラムのチェックを行うことのできる技術者を派遣すること。また、活性炭ろ過制御シーケンスプログラムを変更した場合には、プログラムのバックアップを必ず行うこと。
- (9) 万一浄水池等に濁水等が入った場合には、請負者の責任にて清掃を実施すること。
- (10) 請負者は作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に障害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
- (11) 請負者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意を払うこと。
- (12) 作業終了後、入り口搬入口等の施錠は、確実にすること。
- (13) 道路等、付近を汚染させた場合は、その都度清掃すること。



管廊平面図 s=1/50



1	1F 短管	400x750L	NCP	2	
番号	名称	口径	材質	数量	備考



事業名	落合統合簡易水道事業				
工事名	落合統合簡易水道拡張改良工事				
図・名	活性炭ろ過池貫通管詳細図(その3)				
縮尺					
図面番号	C-110				
図面年月日	平成	年	月	日	
製	係				
表	長				

B-B 断面図 s=1/50

